

論文

特別支援教育と盲学校^{a)}に関する覚書^{b)}

大庭重治*

特別支援教育の流れの中で、盲学校はその専門性の維持・向上を図りつつ、特別支援学校へと変貌をとげている。しかしながら、特別支援教育の歴史がまだ浅いことから、多くの盲学校は今後どのような体制を整備し、社会のニーズにどのような形で応えていくのかを模索している段階にある。そこで、このような過渡期にある盲学校の今後の方向性を探るために、近年の盲学校に関する研究論文を資料として、現在の盲学校の状況をまず概観し、その上で盲学校における校内体制を整備する際に必要な観点、及び地域の視覚障害センターとしての役割を果たす際の配慮事項等について整理し、覚書として提供する。

キー・ワード：特別支援教育、盲学校、視覚障害者、校内体制整備、センター的機能

1 はじめに

2007年度に本格的なスタートを切った特別支援教育の理念は、その6年前に報告された「21世紀の特殊教育の在り方について」(文部科学省, 2001⁶⁾)に端を発している。その報告の中では、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した相談支援体制の整備の必要性が指摘され、盲・聾・養護学校は、地域において特殊教育に関する相談センターとしての役割を果たすことが期待された。また、2002年度からは、小・中学校に認定就学者が就学することとなった。その数はその後年々増加しており、当初よりこれら子どもたちに対する盲・聾・養護学校からの情報提供が期待された。これらの期待は、「今後の特別支援教育の在り方について」(文部科学省, 2003⁷⁾)の内容に反映され、特別支援教育コーディネーターの役割などが明示されるとともに、盲・聾・養護学校や小・中学校のその後の方向性が示された。最終的には、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(中央教育審議会, 2005¹⁾)の答申を受け、2006年の学校教育法等の一部改正を経て、特別支援教育の時代へと移行した。

このようにして成立した特別支援教育においては、主にTable 1に示すような内容が求められている。まず、特別支援学校においては、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者に対する多様な教育に対応するとともに、障害の重複化への対応が求められている(学校教育法第72条)。また、各特別支援学校は、どのような障害に対応している学校であるのかを自らが明らかにし、保護者等に対して積極的にその情報を公開していかなければならない(学校教育法第73条、学校教育法施行規則第119条)。さらに、特別支援学校以外の学校への助言、援助を中心としたセンター的機能も果たさなければならない。一方、小・中学校等においては、特別支援学級の充実、通級による指導を含む通常の学級における指導・支援の充実が求められており、特別支援学校は、小・中学校等における特別支援教育の実現においても、同様にその役割が期待されている(学校教育法第74条)。

Table 1 特別支援教育の主な内容

<p>■特別支援学校に求められる内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 重複化に対応した教育の実施 5領域の障害種別への対応 対応障害種別の明確化 障害の種別ごとの学級編成 特別支援学校以外の学校への助言、援助
<p>■小学校・中学校等に求められる内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級の充実 通常の学級における対応(通級による指導を含む)
<p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定就学者や特別支援学校入学者の就学時における保護者及び専門家からの意見聴取

このような流れの中で、盲学校もその専門性や現在の状況を踏まえながら、特別支援学校へと変貌をとげつつある。しかしながら、特別支援教育の歴史はまだ浅く、多くの盲学校は今後の方向性を模索している段階にある。そこで本稿では、最近の盲学校に関する研究論文を資料として、まず近年の盲学校の状況を概観し、次に盲学校の校内体制の整備に向けた方策の手掛りと、地域におけるセンター的機能に関連して期待される内容について整理することにする。

2 盲学校をめぐる状況

1) 校名変更と複数障害種別への対応

2009年度までに、全国の特別支援学校1,030校のうち41.5%にあたる427校が、従来の盲・聾・養護学校の名称を変更している。盲学校の変更状況をみると、Table 2に示すように71校のうち16校が校名を変更している。その内訳は、視覚特別支援学校が7校、視覚支援学校が4校、盲特別支援学校が1校、その他が4校であった。ただし、1校は2009年3月に閉校となっている。

* 上越教育大学学校教育研究科臨床・健康教育学系

Table 2 盲学校の校名変更状況 (2009年度)

■「視覚特別支援学校」と変更した学校
筑波大学附属視覚特別支援学校
静岡県立静岡視覚特別支援学校
静岡県立沼津視覚特別支援学校
静岡県立浜松視覚特別支援学校
大阪市立視覚特別支援学校
兵庫県立視覚特別支援学校
兵庫県立淡路視覚特別支援学校 (2009年3月閉校)
■「視覚支援学校」と変更した学校
岩手県立盛岡視覚支援学校
宮城県立視覚支援学校
大阪府立視覚支援学校
宮崎県立明星視覚支援学校
■「盲特別支援学校」と変更した学校
横浜市立盲特別支援学校
■その他に変更した学校
埼玉県立特別支援学校埼玉一学園
熊谷理療技術高等盲学校
広島県立広島中央特別支援学校
山口県立下関南総合支援学校

また、校名変更とともに複数の障害種別への対応も進んでいる。全国の特別支援学校についてみると、2009年度までに1,030校のうち14.2%にあたる146校が対応している。盲学校では、特別支援教育がスタートした2007年度以降に明らかにされている学校はわずかに2校であり、山口県立下関南総合支援学校と大分盲学校である。前者は旧山口県立盲学校であり、全障害種別に対応するとともに、視覚障害教育センターを併設している。後者の大分盲学校は校名を変更することなく、視覚障害以外に、視覚障害を主とした他の障害との重複障害、知的障害を主とした視覚障害との重複障害に対応している。

2) 児童生徒数の推移

2009年度の学校基本調査参考資料(文部科学省, 2010⁸⁾)に基づき、盲学校及び特別支援学校の過去10年間における在籍者数と本務教員数の変化をTable 3に示す。2007年度以降は特別支援学校全体の在籍者数が公表されているため、従来の盲学校だけの人数は明らかではないが、2006年度までの盲学校の在籍者数をみると、その数は年々減少する傾向にあった。ただし、この減少傾向は徐々に小さくなりつつあるといわれており(柿澤・佐島・鳥山・池谷, 2007²⁾)、今後はそれほど大きな減少はないものと推測される。なお、教員一人あたりの児童生徒数は、2006年度の盲学校では1.1人、2009年度の特別支援学校では1.7人であった。同じ2009年度の小学校では16.8人、中学校では14.4人である。特別支援学校には幼稚部や高等部も含まれるため単純な比較はできないものの、多様な障害のある子どもたちの中には、このような特別支援学校における教育に期待を寄せる子どもは少なくないものと思われ、盲学校における個を伸ばす教育の魅力を引き続き伝えていくことが必要である(長尾, 2008¹⁰⁾)。

Table 3 盲学校及び特別支援学校の過去10年間における在籍者数と本務教員数の変化(文部科学省, 2010⁸⁾にもとづく)

年度	盲学校			特別支援学校		
	学校数	在籍者数	教員数	学校数	在籍者数	教員数
2000	71	4,089	3,459
2001	71	4,001	3,439
2002	71	3,926	3,449
2003	71	3,882	3,401
2004	71	3,870	3,409
2005	71	3,809	3,383
2006	71	3,688	3,323
2007	1,013	108,173	66,807
2008	1,026	112,334	68,677
2009	1,030	117,035	70,516

Table 4 在籍学部別障害状況の割合(%) (柿澤他, 2007²⁾にもとづく)

在籍学部	単一視覚障害	重複障害	無記入
幼稚部	35.41	64.20	0.39
小学部	39.08	60.34	0.57
中学部	53.56	45.57	0.86
高等部	69.51	29.51	0.97
専攻科	94.57	4.14	1.29
全体	68.95	30.09	0.96

3) 児童生徒の状況

筑波大学が全国の盲学校を対象として5年ごとに実施してきた調査の最新資料(柿澤他, 2007²⁾)に基づき、以下にその結果を概観する。なお、この調査の実施年度は2005年度である。

(1) 障害の状況

盲学校に在籍する児童生徒の障害状況をTable 4に示す。単一視覚障害は全体の約7割、重複障害が約3割となっている。ただし、学部別にみると、低年齢ほど重複障害の割合が高い。また、重複障害の内訳は、視覚障害と知的障害の重複が46.5%、視覚障害及び知的障害と他の障害の重複が36.4%、視覚障害と肢体不自由の重複が6.3%、視覚障害と他の障害の重複が10.8%となっており、ほとんどが知的障害との重複障害である。このようなことから、盲学校においては、知的障害を伴う視覚障害児に対する教育の充実が求められる一方、教科指導についても学部があがるほどその期待は大きくなるといえる。

次に、視覚障害の原因別にみた割合とそれらの主な症状をTable 5に示す。原因では先天素因が最も多く約6割を占めており、次いで未熟児網膜症の中毒となっている。また、主な眼疾患の割合では、未熟網膜症が17.3%、網膜色素変性が14.9%、視神経萎縮が11.9%、小眼球・虹彩欠損が8.2%、緑内障が5.7%、白内障が4.4%などとなっている。全体的には盲脈絡膜疾患と視神経視路疾患の増加が顕著であると指摘されている。また、最も割合が高い未熟児網膜症の児童生徒の約半数が知的障害との重複障害であることも明らかにされており、そのことが盲学校の児童生徒の重複化に大きく影響しているようである。いずれにしても、これらの原因や症状を呈する児童生徒が今後も盲学校に入学する可能性が高いことから、その動向を

Table 5 視覚障害の原因別割合(%)と主な症状
(柿澤他, 2007²⁾にもとづく)

原因	割合	主な症状
先天要因	57.10	網膜色素変性, 小眼球, 視神経萎縮, 白内障, 硝子体疾患
中毒	17.59	未熟児網膜症
原因不明	9.02	緑内障, 視神経萎縮
全身病	6.30	糖尿病網膜症, ペーチェット病 (ぶどう膜疾患)
腫瘍	5.87	視神経萎縮, 網膜芽細胞腫
外傷	2.80	視神経萎縮, 視中枢障害, 網膜剥離
感染症	1.31	視神経萎縮, 視中枢障害

Table 6 視力分布の割合(%)
(柿澤他, 2007²⁾にもとづく)

視力の範囲	対象者の割合
0.02未満	38.44
0.02~0.04	9.13
0.04~0.1	17.00
0.1~0.3	17.14
0.3以上	13.91
不明	4.38

見守りつつ, それらの特性を十分に理解しておくことが必要である。

(2) 視力分布と使用文字

盲学校に在籍する児童生徒の視力分布をTable 6に示す。これらの割合は在籍者全体の割合であり, 0.02未満の者が約4割を占めている。0.02未満の者の割合を学部別にみると, 小学部が60.6%, 中学部が46.4%, 高等部が38.6%, 専攻科が22.6%となっている。低年齢の学部ほど視力の低い者の割合が高く, 学習における視覚活用が困難な者が多いことがわかる。また, 視力が不明の者が4.4%在籍しているが, そのうちの75%は知的障害との重複障害の児童生徒である。これらの児童生徒についても, 視機能の状態を把握するための何らかの方法を講じる努力が必要である。

また, 在籍学部別にみた点字または普通文字の使用状況をTable 7に示す。盲学校全体では, 点字使用者が約25%, 普通文字使用者が約75%である。学部別にみると, 点字使用者の割合は年齢が高くなるにつれて減少し, 逆に普通文字使用者の割合が高くなっている。これは低年齢の学部では視力の低い者の割合が高かったことに関連している。ただし, 文字指導が困難な者が小学部では約36%在籍しており, 小学部における重複障害児に対する指導の工夫が求められていることがわかる。一方, 中学部以上になると, 文字指導が困難な者の割合が減少し普通文字の使用が増加していることから, 弱視児に対する指導の工夫が重要な課題になるものと考えられる。

なお, 柿澤他 (2007)²⁾によると, どの程度の視力があると普通文字を使用しているかという点字から普通文字へと移行する境界視力は, 調査年度を追う毎に低くなる傾向にあり, 2005年度の調査における境界視力は指数弁から視力0.01程度であった。ただし, 年齢群別にみると, Table 8に示すように, 特に

Table 7 在籍学部別使用文字の割合(%)
(柿澤他, 2007²⁾にもとづく)

在籍学部	点字	普通文字	併用	文字指導困難	不明
小学部	35.20	24.28	3.16	35.92	1.44
中学部	32.40	42.98	3.46	19.44	1.73
高等部	27.46	54.49	5.08	10.38	2.59
専攻科	15.43	79.14	3.29	0.29	1.86
全体	24.79	56.89	3.75	12.61	1.95

Table 8 年齢群別境界視力
(柿澤他, 2007²⁾にもとづく)

年齢群	境界視力
6~12	0.01~0.02
13~15	0.02~0.03
16~18	0.02~0.03
19~21	0.01~0.02
22~30	手動弁~指数弁
31~	手動弁~指数弁

青年期以降の年齢段階において低い視力の者から普通文字を使用している。これは, 中途視覚障害者の中に点字習得が困難な者が多いことを反映しているとも考えられている。このような点字の習得が困難なために普通文字を選択している場合には, 補助具の一層の改良が期待されるとともに, その適切な選択に対する支援が求められるといえる。

3 盲学校における校内体制の整備に向けた方策

特別支援教育がスタートした当初より, 盲・聾・養護学校においては, 「複数の障害に応じて必要な教育部を設け, 地域において指導, 支援活動を行う特別支援学校」の検討が進められてきた (三苦, 2007⁵⁾。

三苦 (2007)⁵⁾ は, このような特別支援学校に求められる観点として, 障害の重度重複化, 多様化への対応, 多様で適切な教育課程の編成, 実施, 必要な教育施設の整備, 各障害種別の専門性の確保, 地域のニーズの反映をあげている。また, 特定の障害に対応する特別支援学校の課題についても言及し, 視覚障害教育に関しては, 早期教育相談の充実に向けた指導体制の確立と小学校就学者への支援, 高等部普通科の進学対策と企業就労の促進, 本科保健医療科及び専攻科の国家試験対応の充実, ヘルスキーパー等の進路開拓, 専門性の高い視覚障害教育センターとしての機能の充実を課題としてあげている。

このような盲学校のあり方に関連して, 小西 (2008)⁴⁾ は, 特別支援学校としての盲学校に期待される役割として, 視覚障害教育についての高い専門性の維持, 向上, 専門性を相互補完する視覚障害教育ネットワークの形成, 盲学校及び視覚障害教育を地域へ発信するためのシステムづくり, 教育, 福祉, 医療, 労働などの関係機関との連携をあげている。さらに, 盲学校の理療科教員の中には視覚障害者が多いことを指摘し, 盲学校がそれらの役割を果たす際の理療科教員に対する期待についても述べている。たとえば, 自らの経験に基づき普通科教員と連携して指導法などに関する研修を実施すること, また, 視覚障害

者の立場から教育相談の一翼を担うとともに、視覚障害者のQOL向上に寄与する活動のリーダーとして活躍することなどを期待している。

また、高橋・荻田・福島(2009)¹³⁾は、盲学校が高い教育効果を上げるためには教職員の協働が不可欠であるが、小西(2008)⁴⁾が指摘したように盲学校には視覚障害の教員が少なからず在職しているため、情報共有が困難な状況にあることを指摘した。このことは、当然のことながら視覚障害のある児童生徒においても同様であった。そこで、高橋他(2009)¹³⁾は、盲学校の児童生徒及び教職員間の情報共有を容易にするために、5年間にわたりTable 9に示すようなWebデータベースの開発、改良を重ねた。その結果、データベースへのアクセス回数は、視覚障害者群の平均が67.7回、非視覚障害者群の平均が61.4回であり、視覚障害者群の方が高い値を示した。時期的な特性としては、特に学期始め、学期末、年度末にアクセスが増加しており、データベースが指導目標の設定やその評価に活用されたのではないかと推測された。また、登録件数が多かったデータは、学校の運営システムの中で明確にその利用が位置づけられているデータであり、具体的には点字能力カルテ、漢字能力カルテ、年間指導計画決済システム、教室等使用予約システム、理療臨床実習管理システム、データ持出管理簿などであった。このようなデータベースの構築による成果としては、最新の情報にアクセスできる、ペーパーレス化に貢献でき、視覚障害者のアクセシビリティが高まる、過年度データの閲覧が容易になる、児童生徒が主体的に自らの習熟度を確認できるなどがあると報告している。

Table 9 高橋他(2009)¹³⁾が設置したデータベース

<第1段階>

児童生徒、職員の基礎データ：氏名、住所、電話番号、メールアドレス

理療臨床実習管理システム：患者の基礎データ、診察データ、治療データ、実習生の実習データ

<第2段階>

IT能力カルテ：ITに関する知識・技能の習得状況、課題

漢字能力カルテ：漢字能力テストの結果

点字能力カルテ：点字能力テストの結果

MNREAD-J検査データ：文字サイズによる読字速度の把握

<第3段階>

研修会管理データベース：案内・参加申込、資料配付

学校自己評価：データ収集、集計、公表

図書データベース：蔵書データ、貸し出し管理

年間指導計画決済システム：年4回の提出、決済

教職員のICT活用能力チェックリスト：ICT活用能力の調査と教材配信

物品管理データベース：所在、使用状況

教室等使用予約システム：施設使用のスケジュール管理

<第4段階>

データ持出管理簿：情報持出の管理

以上のように、盲学校に対しては、視覚障害教育に関する専門機関としての役割を十分に果たすことのできる組織の形成に向けた整備が期待されている。そのためには、理療科教員も含めた教職員がそれぞれの専門性を発揮し、その相乗効果をもたらすような支援者集団の形成が必要である。特に、視覚障害教員が多数在職する盲学校においては、その人材資源を十分に活用できるような情報共有に対する工夫が強く求められている。

4 盲学校に求められるセンター的機能

神奈川県立平塚盲学校支援部相談センターチーム(2007)³⁾は、特別支援学校の機能を生かした盲学校のセンター的役割について整理し、Table10に示すような事例を紹介している。幼稚部における教育相談から理療支援に至る年齢段階に応じた教育相談、支援が展開されている。また、歩行訓練士による地域支援や点訳に関する連携も行われている。これらの内容の多くは、いずれの盲学校においても地域のセンターとして機能していくためには欠かすことのできない内容であるといえる。

このようなセンター的機能を果たすために、盲学校では様々な試みがなされている。たとえば、筑波大学附属視覚特別支援学校では、都立の知的障害特別支援学校との連携のあり方について検討している(丹所, 2009¹⁴⁾)。従来の教育相談が問題解決型の支援になっており、いわゆる問題のもぐらたたき状態が

Table10 盲学校におけるセンター的役割の事例
(神奈川県立平塚盲学校支援部相談センターチーム, 2007³⁾にもとづく)

■ 幼稚部の教育相談

- ・個別相談指導
- ・保護者に対する育児相談、就学情報提供
- ・他機関との情報交換
- ・小学校教諭による模擬授業体験会

■ 学齢期の教育相談

- ・小学校における巡回相談・指導(盲児自身と弱視学級担任)
- ・弱視児の来校による教育相談
- ・サマースクールの開催
- ・関係者(保護者、担任、市教委、校長、コーディネーター等)によるケース会議

■ 理療支援

- ・卒後臨床指導
- ・卒業生を対象とした研修会
- ・地元でのマッサージ奉仕、講演会
- ・小学校での理解啓発のための講話
- ・大学との手技療法の共同研究

■ 歩行訓練士の地域支援

- ・町づくり協議会の構成員
- ・施設改善コンサルティング
- ・誘導法講習会、体験学習会
- ・福祉機器開発に伴う情報提供や実験協力

■ 点訳奉仕団との連携

- ・点訳、拡大図書、録音図書製作の協力
- ・点訳者への指導

続いていたこと、教師間での相談結果の共有、引継ぎが不十分であったこと、連携の対象校が支援の全体像を把握できていなかったことなどが問題となっていた。そこで、約5年間にわたり、連携の改善を図りながら、その望ましいあり方について検討した。その過程で明らかにされた有効な方策として、まず対象校における「核となる教員の設定」があげられている。その中には相談票の回収や事前連絡を担当する窓口教諭と、定期的懇談会などを通して全校に働きかけを行う特別支援教育コーディネーターが含まれていた。また、教育相談においては、教育的視機能評価（視力、眼球運動、視野、色覚）の道具の持参、見せ方や環境の配慮点の説明、行動観察のポイントの説明、教育相談の結果の共通理解、情報交換の促進に向けた助言（学部、担任間での伝達や個別の指導計画への記載）、教材・教具の紹介、眼科や眼疾患等の情報提供などに配慮することが有効であると報告している。

また、守屋・大橋・菅井(2009)⁹⁾は、都立の盲学校における近年の取り組みと視覚障害教育センターのあり方について報告している。前者の盲学校の取り組みに関連して、2007年度より本格的に実施している副籍制度を紹介している。副籍制度とは、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度である（東京都教育委員会、2009¹⁰⁾）。また、2008年度から正式に制度化された盲学校における通級による指導についても紹介している。この制度は、弱視学級における通級による指導を補完するためのものであり、扱いは通級指導学級⁹⁾における指導と同様のものとされている。また、視覚障害教育センターのあり方として八王子盲学校の事例を紹介しており、地域の小学校に就学を希望する幼児及びその保護者への就学支援、補助具の使用、実技教科の予習、児童生徒の交流、教科の個別指導などによる地域の小・中学校に通学する児童生徒及びその保護者への支援、弱視の児童生徒が在籍する小・中学校における教材や教室環境に関するアドバイス、通級指導学級における自立活動や教科の補充に関する指導などを内容としてあげている。さらに、今後の課題としては、在籍者への教育の保障とセンターとしての役割の両立、盲学校でなければできない教育を着実にやる場という地位の確立、視覚障害に特化した指導ができる集団の恒常的確保をあげている。

これらの実践事例にみられるように、盲学校がセンター的機能を果たすためには、当然のことながら盲学校在籍者に対する教育との両立が必要であり、その上で視覚障害の専門家集団が学校対学校という枠組みの中で、地域の学校の多様なニーズに応じたサービスを提供するための体制を整備していかなければならない。特に、今後盲学校が特別支援学校へと変貌を遂げていく過程においては、視覚障害に特化した指導ができる集団を恒常的に確保していくことが必要である（守屋他、2009⁹⁾）。そのためには、盲学校をはじめ、それ以外の場においても視覚障害の専門性を高めることのできる場の確保が望まれる。そのひとつの例として、北海道立特別支援教育センターにおける盲学校を対象とした「教育相談パートナー事業」と呼ばれる取り組みがある（佐古、2008¹²⁾）。同センターは、来所者に対する

教育相談とともに、各地における巡回教育相談を実施している。その巡回教育相談に盲学校の相談担当者を同行させ、相談担当者自らの知識や技能の習得を図る研修の場として巡回教育相談を利用するという取り組みである。これにより、盲学校の教育相談担当者は、教育相談のあり方、心理検査の技能、助言の方法などを学ぶ機会を得ることができ、専門性の向上につながることでたと報告している。地域における盲学校のセンター的機能の基盤充実のためには、今後このような取り組みが多数紹介されることが期待される。

5 おわりに

国立情報学研究所のCiNiiにより、「視覚特別支援学校」をキーワードとして検索したところ、2010年1月現在32件の文献がヒットした。しかし、その中に特別支援学校のあり方の提言に関する研究論文はわずかであった。また、「視覚支援学校」、「盲特別支援学校」による検索ではヒットする文献はなかった。このように、視覚障害を対象とする多くの特別支援学校においては、まだその方向性を模索している段階にあることは明らかである。しかしながら、盲学校をめぐる状況の中で示したように、中途視覚障害者を含む高等部及び専攻科における教育や、低年齢段階における視覚障害を中心とした重複障害児に対する教育への期待は今後も益々大きくなることが予想される。また、視覚障害以外の障害種を含めた複数の障害種に対する対応への期待も現実的には避けがたい状況にあると思われる。

一方、盲学校は在籍児童のみならず、地域の小・中学校等に在籍する児童生徒に対する教育においても、他の特別支援学校と同様にその役割が期待されている。丹生(2009)¹¹⁾は、全国に先駆けて相談センター機能に取り組んできた京都市の総合支援学校を対象として、学校に残されていた2007年度までの4年間の相談記録票を手掛りにして学校の役割について分析した。その結果から、相談対象者は小学1年から3年までの低学年の児童が半数以上を占めており、小学校に入学後、比較的早い時期に問題が顕在化した児童に関する相談が多いことを指摘している。この結果は視覚障害に関する特別支援学校を対象とした研究から得られたものではないものの、今後盲学校が地域のセンターとしての機能を果たしていく際には、視覚障害に起因する学習困難に関する相談が増加することが予想される。

このように、盲学校には、障害の重複化、多様化への対応とともに、地域の小・中学校等における専門家集団としての活躍が益々期待されている。このような期待に応えていくためには、各学校がセンター的機能の強化に努めなければならないが、ただし、それによって盲学校における本来の教育の発展が妨げられてはならない（長尾、2008¹⁰⁾）。その方策として、将来的には特別支援学校から相談センターを機能的に独立させ、様々な専門家を含めた別組織の専門機関を立ち上げる取り組みが必要である（丹生、2009¹¹⁾）というような提案もある。各盲学校は、今後どのような選択肢を選ぶかを慎重にかつ早急に検討していかなければならない。

注

a) 本稿では、視覚障害者を主な教育対象とする学校を「盲学校」と呼ぶことにする。

- b) 本稿は、平成21年度に富山県立盲学校において実施した共同研究の成果の一部を書き下ろしたものである。
- c) 東京都特別支援教育推進計画第二次実施計画（東京都教育委員会、2007¹⁵⁾）によると、「東京都では、通級による指導を行う教室についても学級として編制を同意し教員を配置していることから、都における特別支援学級は、固定制の特別支援学級と通級制の特別支援学級がある」と説明されている。

文献

- 1) 中央教育審議会 2005 特別支援教育を推進するための制度の在り方について。
- 2) 柿澤敏文・佐島毅・鳥山由子・池谷尚剛 2007 全国盲学校児童生徒の視覚障害原因等の実態とその推移：2005年度全国調査結果を中心に。障害科学研究, 31, 91-104.
- 3) 神奈川県立平塚盲学校支援部相談センターチーム 2007 特別支援学校の機能を生かした盲学校のセンター的役割。特別支援教育, 27, 36-39.
- 4) 小西明 2008 特別支援教育のはじまりと理療教育：盲学校の役割と理療科教員への期待。理療教育研究, 30(1), 7-12.
- 5) 三苦由紀雄 2007 特別支援学校の課題と展望。特別支援教育, 27, 10-15.
- 6) 文部科学省 2001 21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）。
- 7) 文部科学省 2003 今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）。
- 8) 文部科学省 2010 平成21年度学校基本調査概要参考表。
- 9) 守屋新一・大橋智・菅井みちる 2009 都立盲学校のセンター的役割の実際と今後の課題。弱視教育, 47(2), 23-35.
- 10) 長尾博 2008 特別支援教育時代における盲教育は、誰がどこですのか？：ある地方盲学校教員のつぶやき。視覚障害, 244, 15-25.
- 11) 丹生卓也 2009 京都市における総合支援学校の相談センター機能の検討：相談内容分析から。立命館産業社会論集, 44(4), 135-148.
- 12) 佐古勝利 2008 盲学校等のセンター的機能を支援するための取組：特別支援教育センターの教育相談事業を通した盲学校等への支援の現状と課題。弱視教育, 46(2), 27-30.
- 13) 高橋信行・荻田知則・福島智 2009 アクセシビリティに配慮したWebデータベースを用いた盲学校における協働環境の実現。愛媛大学教育実践総合センター紀要, 27, 171-185.
- 14) 丹所忍 2009 都立知的障害特別支援学校との連携・共同：「見ること」への校内意識の高まりをめざした連携体制の見直し。弱視教育, 47(2), 7-15.
- 15) 東京都教育委員会 2007 東京都特別支援教育推進計画第二次実施計画：特別支援教育の充実・発展をめざして。
- 16) 東京都教育委員会 2009 副籍制度推進資料：副籍制度の充実に向けて。